（ 案 ）

賃 貸 借 契 約 書

1　業　務　名	青少年クリエイティブセンター パソコン（令和８年度更新分） 賃貸借業務
2　場　　所	吹田市立青少年クリエイティブセンター 吹田市岸部中１丁目１６番１号
3　履行期間	令和　9　年　3　月　1　日　か　ら 令和　14　年　2　月　29　日　ま　で
4　賃貸借料	【総額】金〇〇〇〇〇〇〇円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金〇〇〇円 【月額】金〇〇〇〇〇〇〇円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金〇〇〇円）
5　契約の保証	■　第４第１項第　　号 （契約保証金等の額は、賃貸借料の１００分の　　に相当する額以上とする。） □　免　除（第４条は適用除外）
6　適用除外条項	第　　条

上記の業務について、吹田市（以下「発注者」という。）と株式会社〇〇（以下「受注者」という。）は、次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書２通を作成し、発注者と受注者は、記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　　名　　称　　吹　田　市

代　表　者　　吹田市長　〇〇　　印

受注者　　所　在　地

商　　号　　株式会社　〇〇

代　表　者　　代表取締役　〇〇　　㊞

（総　則）

第１条　受注者は、別冊の仕様書、設計書及び図面（以下「仕様書等」という。）に基づき、頭書の賃貸借料（以下「賃貸借料」という。）をもって、頭書の賃貸借期間（以下「賃貸借期間」という。）内に、物件を発注者に賃貸し、発注者はこれを借り受けるものとする。

２　前項の仕様書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

３　この契約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定に基づく長期継続契約である。

（賃貸借料の内訳等）

第２条　賃貸借料の内訳は、次のとおりとする。

（年度別内訳）

令和８年度（令和９年３月１日から令和９年３月３１日まで）

年度額　　金〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和９年度（令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで）

年度額　　金〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和１０年度（令和１０年４月１日から令和１１年３月３１日まで）

年度額　　金〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和１１年度（令和１１年４月１日から令和１２年３月３１日まで）

年度額　　金〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和１２年度（令和１２年４月１日から令和１３年３月３１日まで）

年度額　　金〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和１３年度（令和１３年４月１日から令和１４年２月２９日まで）

年度額　　金〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）

２　契約保証金、延滞金及び違約金を算定する場合の契約金額の年額相当額は、金〇〇〇〇〇〇円とする。

（法令上の責任）

第３条　受注者は、賃貸借業務の履行に当たり、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）その他関係法令を遵守しなければならない。

（契約の保証）

第４条　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1)　契約保証金の納付

(2)　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3)　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4)　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5)　この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の 10 分の８の額）、保証金額又は保険金額は、賃貸借料（契約締結後、賃貸借料の変更があった場合には、変更後の賃貸借料。以下同じ。）の 100 分の 10 以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

３　受注者が第１項第３号から第５号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第３４条第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

４　発注者が、第３７条の規定により、本条第１項第１号に掲げる契約保証金を違約金等に充当したときは、受注者は、発注者が充当した額に相当する額を追加で納付しなければならない。

（物件の納入、据付及び引渡し）

第５条 受注者は、発注者の立会いのもとに賃貸借期間の初日までに物件の引渡しを行い、発注者の確認をもって引渡完了とする。

（賃貸借期間終了後の物件の引渡し）

第６条 物件の所有権は、賃貸借期間満了日をもって、受注者から発注者へ無償譲渡されるものとする。

（物件の維持管理等）

第７条 発注者は、物件を頭書の第２項記載の設置場所において、善良な管理者の注意をもって業務のため通常の用法に従って物件を使用できるものとする。

２ 発注者の故意又は重大な過失により、物件の盗難、滅失あるいは損傷等を与えたときは、発注者は物件について、損害賠償の責を負うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第８条　この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止及び誓約書等の提出）

第９条　受注者は、委託業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただ

し、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2　受注者は、前項ただし書の規定により再委託の承諾を得ようとするときは、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容並びに再委託先に対する履行状況の管理及び監督の方法等を明確にした書面により、申請しなければならない。

3　前項の規定による申請を受けた発注者は、その承諾の可否を書面により受注者に通知しなければならない。なお、承諾をしない場合は、当該承諾をしない理由を具体的に記載するものとする。

4　再委託の承諾を得た受注者は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、委託業務に係る再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

5　受注者は、再委託先に対して、その履行状況を管理及び監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

6　受注者は、再委託先が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成２４年吹田市条例第５０号）第８条第２項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴取し、発注者に提出しなければならない。ただし、その再委託先との契約において、契約金額が 500 万円未満の場合は、この限りでない。

7　受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成１６年４月１日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成２４年１１月１３日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第２８条各号に該当する者を再委託先としてはならない。

8　受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第２８条各号に該当する者を再委託先としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

9　前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第１０条　受注者は、委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場責任者）

第１１条　受注者は、現場責任者を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

2　受注者又は現場責任者は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

3　発注者は、受注者の現場責任者について、業務の実施又は管理について著しく不適当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（業務の調査等）

第１２条　発注者は、必要と認めるときは受注者に対して業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第１３条　発注者は、必要がある場合には業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、賃貸借料又は賃貸借期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

（費用及び一般的損害）

第１４条　業務の実施に要する費用については、受注者の負担とする。

２　賃貸借期間が満了するまでに、業務を行うにつき生じた損害（次条第１項又は第２項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書に定めるところにより付された保険等により填補された部分を除く。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第１５条　業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

２　前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（仕様書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

３　前２項の場合その他委託業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

（賃貸借期間の延長）

第１６条　受注者は、その責めに帰することができない理由により、賃貸借期間の初日までに物件の引渡しを完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により賃貸借期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

（履行遅滞の場合における延滞違約金）

第１７条　受注者の責めに帰すべき理由により、賃貸借期間の初日までに物件の引渡しを完了することができない場合において、発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して賃貸借期間を延長することができる。

２　前項に規定する延滞違約金の額は、賃貸借料に対して、吹田市財務規則（昭和３９年吹田市規則第１４号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

（賃貸借料の支払）

第１８条　受注者は、頭書の第４項記載の契約金額について、当月分の契約金額を翌月１日以降に発注者に対し、受注者所定の請求書により請求するものとする。

２　発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から３０日以内に支払わなければならない。

（契約不適合責任）

第１９条　発注者は、、引渡された物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1)　履行の追完が不能であるとき。

(2)　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　完了した賃貸借業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4)　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約不適合責任期間等）

第２０条　発注者は、物件が引渡された日から２年以内でなければ、種類又は品質に関する契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

２　前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

３　発注者が第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項において「契約

不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

４　発注者は、第１項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

５　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるとき又は合格の通知時において、受注者が契約不適合を知り若しくは重大な過失により知らなかったときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

６　発注者は、合格の通知の際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

７　引渡された物件のの契約不適合が支給材料の性質又は発注者の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（発注者の任意解除権）

第２１条　発注者は、賃貸借業務が完了するまでの間は、次条、第２３条、第２５条及び第２６条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は前項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第２２条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)　正当な理由がなく業務に着手しないとき。

(2)　賃貸借期間の初日までに物件の納入を完了する見込みがないと認められるとき。

(3)　前２号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第２３条　発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　第８条の規定に違反して賃貸借料債権を譲渡したとき。

(2)　業務の全部の履行が不能であるとき。

(3)　業務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4)　業務の一部の履行が不能である場合又は受注者が業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5)　契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6)　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に賃貸借料債権を譲渡したとき。

(8)　第２７条又は第２８条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２４条　前２条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（反社会的勢力の排除）

第２５条　発注者は受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の賃貸借契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

⑸　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑹　第１０条第１項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせようとするときの契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が前各号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（談合等の不正行為に係る解除）

第２６条　発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

⑴　公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の４第７項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは同法第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

⑵　受注者又は受注者の代理人が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

２　受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が独占禁止法第７条の４第７項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）又は同法第７条の７第３項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを発注者に提出しなければならない。

（受注者の催告による解除権）

第２７条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第２８条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

⑴　第１３条の規定により賃貸借業務内容を変更したため頭書の賃貸借料が３分の２以上減少

したとき。

(2)　発注者がこの契約に違反し、その違反によって業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２９条 前２条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第３０条　発注者は、この契約が賃貸借業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下この条において「既履行部分」という。）によって発注者が利益を受けるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格したときは、当該既履行部分に相応する賃貸借料を受注者に支払わなければならない。

２　受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

３　前項前段に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第２５条、第２６条、第２８条又は第２９条の規定によるときは発注者が定め、第２４条、第３０条又は第３１条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

４　委託業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第３１条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1)　賃貸借期間の初日までに物件の引渡しを完了することができないとき。

(2)　引渡された物件に成果物に契約不適合があるとき。

(3)　第２２条又は第２３条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

(4)　前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、賃貸借料の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1)　第２２条又は第２３条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

(2)　業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1)　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

(2)　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

(3)　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

５　第２項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（反社会的勢力排除に違反する行為があった場合の賠償額の予定等）

第３２条　第２５条の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者は、違約金として、発注者の請求に基づき、賃貸借料の100分の10に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

２　第２５条の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者は、解除により生じる損害について、発注者に対し一切の請求を行わない。

３　第１項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第３３条　受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、発注者の請求に基づき、業務賃貸借料の100分の10に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1)　公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2)　公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同

法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

⑶　公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第７条の４第７項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）又は同法第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

⑷　受注者又は受注者の代理人が刑法第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　受注者は、前項第４号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の賃貸借料の100分の10に相当する額のほか、賃貸借料の100分の５に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

⑴　公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

⑵　当該刑の確定において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

⑶　受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

３　受注者は、この契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が当該条項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第３４条　第３１条から前条までの場合において、第３条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金、賠償金又は延滞金に充当することができる。

２　受注者が、この契約に基づく違約金、賠償金又は延滞金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に、発注者の指定する期間を経過した日から受注者の支払日までの日数につき、民法所定の割合で計算した遅延金を加えた額を徴収する。

３　前項の場合において発注者の支払うべき賃貸借料があるときは、これを相殺して徴収し、なお不足があるときは追徴する。

（受注者の損害賠償請求等）

第３５条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠

償を書面により発注者に請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

⑴　第２７条又は第２８条の規定によりこの契約が解除されたとき。

⑵　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（秘密の保持）

第３６条　受注者は、賃貸借業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

２　受注者は成果物（賃貸借業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第３７条　受注者は、業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（予算の減額又は削減に伴う解除等）

第３８条　この契約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除するときは、借入金額の未済額の支払等について、受注者と協議して定めるものとする。

（補　則）

第３９条　この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。